

●香川県告示第80号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、瀬居加入区について、平成23年香川県告示第98号による保険に付すべき義務は、平成27年3月10日限り消滅したので、告示する。

平成27年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造